

ICT 活用工事（本体工）実施要領

1. ICT 活用工事

1-1 概要

ICT 活用工事とは、以下に示す ICT 本体工における施工プロセスにおいて、ICT を全面的に活用する工事であり、ICT 活用工事を現場で実施することを ICT 活用施工という。

①ICT を活用した施工

1-2 各段階における ICT

① ICT を活用した施工

ICT を活用した施工を行うものとする。

1-3 対象工種

ICT 活用工事の対象工種種別は、工事工種体系ツリーにおける下記とする。

- ・ケーソン進水据付工

2. ICT 活用工事の実施方法

2-1. 発注方式

ICT 活用工事の発注は、施工者希望型にて発注することを基本とする。

2-2. 発注における入札公告等

入札公告、入札説明書、特記仕様書の記載例については、以下のとおりとする。

なお、記載例のないものについては、別途作成するものとする。

(1) 施工者希望型

【入札公告】記載例

(記載例)

『〇 工事概要』に以下を追記する。

(〇) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、施工時に 3 次元データを活用する ICT 活用工事である。

【入札説明書】記載例

(記載例)

『〇 工事概要』に以下を追記する。

(〇) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るため、施工時に 3 次元データを活用する ICT 活用工事である。ICT 活用工事を現場で実施することを ICT 活用施工という。

契約後施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議し、協議を整った場合に ICT 活用施工を行う。

なお、ICT の活用にかかる費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。

『技術提案書（施工計画等）を求める場合』に以下を追記する。

(〇) ICT 活用施工に掛かる技術については、本工事では総合評価落札方式における「技術提案（施工計画等）」における評価の対象外とする。

但し、ICT 活用施工に掛かる技術を応用（別の技術を組み合わせて効果を高める、または別の効果を発現する等を含む）した技術提案については、その応用部分（付加的な内容）についてのみ評価対象とする。

※「技術提案書（施工計画等）」は、求める書式名称に隨時修正すること。

【特記仕様書】記載例

○—○. ICT 活用工事について

(1) ICT 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT の全面的活用を図るために、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。

(2) 定義

1) i-Construction とは、ICT の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、本工事では、その実現に向けて ICT を活用した工事（ICT 活用工事）を実施するものとする。

2) ICT 活用工事とは、施工プロセスの下記段階において、ICT を全面的に活用する工事である。

① ICT を活用した施工

(3) 受注者は、本工事において ICT を全面的に活用するため ICT 活用工事の適用を選択できる。

(4) 受注者は、上記を選択した場合、契約後施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議し、協議が整った場合に ICT 活用施工を行う。

(5) 原則、本工事の本体工のケーソン据付で適用することとする。また、具体的な ICT 機器の内容及び対象範囲についても監督職員と協議するものとし、実施内容等については施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(6) ICT を用い、以下の施工を実施する。

1) ICT を活用した施工

据付用ケーソンの位置と目標据付位置をリアルタイムに可視化する技術を用いて、施工を行うものとする。同時に注排水ポンプは自動化施工を行うものとする。

なお、出来形管理については、「ICT 機器を用いた出来形管理要領（本体工：ケーソン据付工編）（令和〇年度〇月版）」に基づき出来形管理資料の作成を行う。

(7) 上記 1) を実施するために使用する ICT 機器類は、受注者が調達し、また、施工に必要な ICT 活用施工用データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議のうえ、承諾を得なければならない。

発注者は、ICT 活用工事を実施する上で有効と考えられる設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

(8) 本工事は、ICT 活用工事であるため、アンケート調査や測量データの提供等、必要な協力を行わなければならない。

(9) ICT 活用工事にあたって、疑義が生じた場合又は、本特記仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

○—○. 検査

(1) ICT 活用施工を行う場合の本体工（ケーソン据付工）の検査

本体工（ケーソン据付工）の検査は、「ICT 機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（本体工：ケーソン据付工編）（令和〇年度〇月版）」に基づき実施する。

〇—〇. ICT 活用工事の費用について

- (1) 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合、設計変更の対象とし、「ICT 活用工事積算要領（本体工編）（令和〇〇年〇月版）」により計上することとする。
- (2) 「施工実態調査」を実施する場合はこれに協力すること。

3. ICT 活用工事実施の推進のための措置

3-1 工事成績評定における措置

ICT 活用工事を実施した場合、主任技術評価職員による評価における「5. 創意工夫」「I. 創意工夫」【その他】「□その他（理由：ICT を活用した工事）」において評価するものとする。

なお、ICT 活用工事において、ICT を全面的に採用しない工事の成績評定については、本項目での加点対象としない。また、ICT 活用施工を途中で中止した工事についても同様の評価を行う。

4. ICT 本体工の推進のための当面の留意点

受注者が円滑に ICT 活用工事を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 工事費の積算

（1）施工者希望型

受注者からの提案・協議により ICT 活用工事を実施する場合、別途定める「ICT 活用工事積算要領（本体工編）（令和〇〇年〇月改定版）」により工期末までに、設計変更により必要な経費を計上する。

あわせて、ICT 活用工事の活用効果等に関する調査や施工実態調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。

5. 地方整備局等における ICT 活用工事に関する調査等

5-1 ICT 活用工事の活用効果等に関する調査（別途指示）

ICT 活用工事の活用効果等に関して調査を実施する場合がある。なお、内容はその都度、別途指示する。

5-2 施工実態調査

施工実態調査を実施する場合がある。なお、内容はその都度、別途指示する。